

国際日本語カレッジ 学則

第1章 総則

第1条 (理念)

本校は、日本語教育を通じて、多文化共生社会で生き抜くために必要な「人間力」を育み、将来、国際社会をリードできる人材を育成すること、地域住民との積極的な交流を通じて相互理解を深め、地域社会の国際化促進に貢献することを教育理念とする。

第2条 (名称)

本校は、国際日本語カレッジという。

第3条 (位置)

本校は、新潟県新潟市東区幸栄2丁目7-7に置く。

第2章 コース・修業期間・収容定員及び休業日

第4条 (コース・修業期間・収容定員)

本校のコース・修業期間・収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

修業形態	入学月	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	4月	進学2年コース	2年	40人	2クラス	1クラス当たり 最大数20人
	10月	進学1年6か月 コース	1年6か月	35人	2クラス	1クラス当たり 最大数20人
	小計			75人	4クラス	
第2部	4月	進学2年コース	2年	40人	2クラス	1クラス当たり 最大数20人
	10月	進学1年6か月 コース	1年6か月	35人	2クラス	1クラス当たり 最大数20人
	小計			75人	4クラス	
計				150人	8クラス	

第5条 (始期・終期等)

第1項 本校の各コースは、4月または10月に始まり、翌々年3月に終わる。

第2項 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月から9月
- (2) 第2学期 10月から3月

第6条 (休業日)

第1項 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業 (7月中旬から8月中旬まで)
- (5) 冬季休業 (12月下旬から1月上旬まで)
- (6) 春季休業 (3月中旬から4月中旬まで)

第2項 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

第3項 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第7条 (授業の終始時刻)

授業の終始時刻は、次のとおりである。

- (午前の部) 9時15分～12時40分
- (午後の部) 13時30分～16時55分

第3章 教育課程・授業時数・学習の評価及び教職員組織

第8条 (教育課程)

第1項 本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、下記表のとおりとする。

第2項 各レベルの修了に必要な出席率は、85パーセントとする。

<進学2年コース>

レベル	内容	合計授業時間数 1(単位)時間=45分	必要な出席率 (85%)
初級Ⅰ	簡単な漢字や語彙を理解し、書いたり読んだりすることができる。ゆっくりと明瞭に発音された日常会話を聞きとり、簡単なことばでやりとりすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
初級Ⅱ	簡単な会話や文章に使われる基本的な語彙を理解することができる。日常生活の身近な話題について、書いたりやりとりすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間

初中級	日常会話や文章に使われる語彙を理解し、運用することができる。明瞭な発音であれば、ある程度長い会話や音声を正確に聞きとることができる。	160(単位)時間 (40日8週)	136(単位)時間
中級Ⅰ	説明文や意見文などに使われる語彙を理解し、運用することができる。日常的な会話のやりとりができ、関連した話題を広げながらある程度の長さの会話でやりとりすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
中級Ⅱ	自分の専門分野や学習に必要な語彙を理解し、論理的な語彙だけでなく抽象的な語彙も理解し、運用することができる。ある程度のスピードでやりとりすることができ、話し手の意図や話題の大意をほぼ正確に理解することができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
中上級	体系的な表やアンケート調査の視覚資料から、情報や傾向などを読みとり、説明することができる。テーマが分かりやすく明確であれば、論理的で複雑な討論や議論の大まかな流れを理解することができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
上級Ⅰ	新聞などの社会的な話題や進学先に必要な語彙を理解し、講義や説明会などで理解することができる。ナチュラルスピードの会話において、相手に合ったスピーチスタイルで自然なやりとりをすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
上級Ⅱ	専門性の高いテーマや学術的な論文を読み、内容を理解することができる。意見文や小説などにおいて、筆者の主張や行間を読みとることができる。論理的な語彙や抽象的な表現を使って、読み書きしたり、話したり書いたりすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
	合計	1,560(単位)時間 (390日・78週)	1,326(単位)時間

<進学1年6か月コース>

レベル	内容	合計授業時間数 1(単位)時間=45分	必要な出席率 (85%)
初級Ⅱ	簡単な会話や文章に使われる基本的な語彙を理解することができる。日常生活の身近な話題について、書いたりやりとりすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
初中級	日常会話や文章に使われる語彙を理解し、運用することができる。明瞭な発音であれば、ある程度長い会話や音声を正確に聞きとることができる。	160(単位)時間 (40日8週)	136(単位)時間
中級Ⅰ	説明文や意見文などに使われる語彙を理解し、運用することができる。日常的な会話のやりとりができ、関連した話題を広げながらある程度の長さの会話でやりとりすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
中級Ⅱ	自分の専門分野や学習に必要な語彙を理解し、論理的な語彙だけでなく抽象的な語彙も理解し、運用することができる。ある程度のスピードでやりとりことができ、話し手の意図や話題の大意をほぼ正確に理解することができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
中上級	体系的な表やアンケート調査の視覚資料から、情報や傾向などを読みとり、説明することができる。テーマが分かりやすく明確であれば、論理的で複雑な討論や議論の大まかな流れを理解することができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
上級Ⅰ	新聞などの社会的な話題や進学先で必要な語彙を理解し、講義や説明会などで理解することができる。ナチュラルスピードの会話において、相手に合ったスピーチスタイルで自然なやりとりをすることができる。	200(単位)時間 (50日10週)	170(単位)時間
合計		1,160(単位)時間	986(単位)時間

第9条 (学習の評価)

第1項 学習の評価は、当該レベルの修了時に各授業課程の修了試験を行い、総合成績の点数にしたがって、下記5段階評価にした結果を成績とする。

- A (90点以上) : 合格基準を十分に満たしている
- B (80~89点) : 合格基準を満たしている

- C (70～79点)：合格基準を概ね満たしている
- D (60～69点)：合格基準をкаろうじて満たしている
- F (60点未満)：合格基準を満たしていない (不合格)

第10条 (教職員の組織)

第1項 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 主任教員 1人
- (3) 教員 10人以上 (うち専任3人以上)
- (4) 生活指導担当者 3人以上 (うち専任1人以上)
- (5) 事務職員 3人以上 (うち専任1人以上)

第2項 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

第3項 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学・休学・退学・卒業及び賞罰

第11条 (入学資格)

本校への入学資格は、次のとおりとする。

第1項 満18歳以上で、心身ともに健康である者。

第2項 学校教育における12年以上の課程もしくはそれに準ずる課程を修了している者。又は修了する見込みのある者。

第3項 在学中の経費支弁能力がある者及び、経費支弁能力のある身元保証人を有する者。

第4項 日本語能力が、以下を有する者。

進学2年コース：日本語教育の参照枠A1レベル(日本語能力試験N5相当)以上の日本語能力又は日本語学習時間150時間以上

進学1年6か月コース：日本語教育の参照枠A2レベル(日本語能力試験N4相当)以上の日本語能力又は日本語学習時間300時間以上

第5項 原則、最終学歴から5年以内の者。

第12条 (入学時期)

本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月と10月とする。

第13条 (入学手続き)

本校への入学手続きは、次のとおりとする。

第1項 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

第2項 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

第3項 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

第14条 (休学・復学)

第1項 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

第2項 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第15条 (転学)

災害その他の事由により本学における学習の継続が困難となった場合など、生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。

第16条 (退学)

退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第17条 (進級・修了・卒業の認定)

(進級の認定)

第1項 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、D判定以上の成績を修めた者に対して進級を許可する。

第2項 第9条に定める試験成績にて1つ以上F判定がある場合、速やかに追試験を受け、一定基準の点数を修めた場合、D判定の成績を付与する。

(修了・卒業の認定)

第1項 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

第2項 卒業に必要な出席率は、各レベルで85パーセント以上かつ在籍期間を通して80パーセント以上とする。

第3項 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

第18条 (褒賞)

校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

第19条 (懲戒処分)

第1項 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

第2項 懲戒処分の種類は、訓告、停学・退学・除籍の4種とする。

第3項 第2項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 日本の法令に反した者

- (2) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 学力劣等で学業の見込みがないと認められる者
 - (4) 正当な理由がなく出席しない者
 - (5) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 第3項 第2項の除籍は、前項の退学に該当する学生で、特に悪質と認められる者に対して行うものとする。

第5章 生徒納付金

第20条 (生徒納付金)

本校の生徒納付金は、次の表のとおりとする。

(1) 進学2年コース

	入学時	2年次
入学検定料	31,000円	-
入学金	60,000円	-
授業料	632,000円	632,000円
諸経費 (施設費、設備費、教材費、課外活動費、保険料、健康管理費)	95,000円	95,000円
合計	818,000円	727,000円

(2) 進学1年6か月コース

	入学時	2年次
入学検定料	31,000円	-
入学金	60,000円	-
授業料	632,000円	316,000円
諸経費 (施設費、設備費、教材費、課外活動費、保険料、健康管理費)	95,000円	48,000円
合計	818,000円	364,000円

第21条 (納入)

第1項 生徒が在籍中には、出欠の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

第2項 特別な事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第22条 (滞納)

生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を3月以上滞納

し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

第 23 条 （生徒納付金の返還）

生徒納付金の返納については、「国際日本語カレッジキャンセル規定」に基づくものとする。

第 6 章 雑則

第 24 条 （寄宿舍）

寄宿舍に関する事項は、入学案内に基づくものとする。

第 25 条 （健康診断）

健康診断は、年 1 回、所定の時期に実施する。

第 26 条 （細則）

この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正の学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。